

第3回団体自治検討部会

- 1 と き 平成22年7月14日（水）午後7時～9時
- 2 と ころ 生涯学習まちづくりセンター女性コーナー
- 3 出席者 部会長、委員6名、事務局
- 4 協議内容

(1) ワークショップ

① 条文原案について：事務局から修正案を説明（資料1参照）

- I 1-(2) 人権尊重の原則：※印の箇所参照
人権の範囲については、解説を入れます。

II 1-(3) 広報・広聴、応答責任関係

- ・ 情報の提供としては、広報、ホームページ等となっておりますが、防災行政無線の他にはないのですか。

事務局⇒ 広い意味での広報になりますが、他には、防災行政無線と全戸配布、回覧しかありません。

部会長⇒ 「各種広報」とか「各種広報媒体」などにして、解説で、「ここでいっている各種広報とは」で具体的に列挙する。各部局から直接流しているお知らせの文書をはじめ広報紙、広報車での宣伝、自治会等での回覧板を通じての周知、それら全て指しますよと書いておけばいい。

II (7) 市長の役割と責務

第1項は法的に定められたもの。第2項が自治基本条例の中で、実施していかなければならないこと。という形で分けしています。

委員⇒ 「市民の幸福実現のために」という文章が入っていたら素晴らしいと思います。市政全体の総合的な調整だけでは、少し夢がないと思います。

III (8) 職員の責務

- ・ もう少し市の職員は、市民に対してこういうサービスもしていきますよというような、市職員として独自に動くところが欲しい気がします。

IV その他

- ・ 他市の人から西脇市は活気がないとよく言われます。

部会長⇒ 全体像が出てきてからどこで元気を表現するか検討します。

② 西脇市に必要なオプションパーツ：部会長から説明（資料2参照）

オプションパーツは独自制度のことです。ただ、独自制度といっても他の自治体では結構導入されている制度がたくさんあります。

I 行政評価を条例化するかどうか。

II 総合計画をきっちりと自治基本条例で位置づけるべきではないか。

Ⅲ 外部監査を入れるのか。

合法規制監査は、法律や条例に違反していないか、規則にちゃんと則っているかということを見つめるように義務付けられていますが、その反面、コスト、効率性、パフォーマンス（よく働いているかなど）、有効性などについては監査していないという批判があります。

また、中核市から上は、自治法に定める包括外部監査を受けることが義務付けられました。それ以外の特例市や西脇市などの一般の市は包括外部監査を受ける義務はありません。包括外部監査は1回あたり約3千万円の経費がかかりますので、個別外部監査をすることができるという条文を入れている自治体もあります。これについては市の内部でも検討してもらいたいと以前に言っています。コストがかかりますから何でもかんでもすればいいというものでもありません。

Ⅳ 公益通報。これはコンプライアンスシステムです。これを条文に入れるかどうか。

例えば、内部で不正行為があった場合、それを認知した人間がそれをきちんと所轄に通報しなければ、知っていて黙っていたということで同罪にするぞという厳しい制度です。公益通報制度を設置するかどうかということも、職員文化をどの程度まで透明にするかにかかわります。

委員⇒ 職員がどこまで成熟できているか。これは本当につくってほしいと思います。

部会長⇒ 公益通報制度があることによって、逆に外部の人が不正を働きかけることを控えるようになります。ある意味職員を守る武器になります。

Ⅴ 市民の市政運営に関する参画と協働をどれだけ制度化するか。

「参画と協働の仕組みを広く適用し推進するものとする。」というような新たな条文を起ささないといけないかもしれない。

例えば、審議会、協議会等への一般公募市民の比率を一定割合に定める。パブリックコメント制度を設置する。それから公聴会、タウンミーティングは重要事項については必ずやりますなど、そういう参画と協働の基本方針、もしくは、参画と協働の事業ツールをいくつか用意した方がいいのではないかという議論があると思います。

委員⇒ 「参画と協働」が一番大事なことで認識していますが、言葉だけが前に行っていて、具体的な内容がよくわかりません。そういう中で、市民が本当に自主的に参画できることは、どんどんやっていく必要があります、それによって市は活性化していくと思います。特に市民意識を変えないといけない。市民参画できるシステムづくりをどんどんやってもらいたい。

部会長⇒ 参画と協働の具体的なシステムを明記せよということですね。団体自治に対する市民の参画と協働もあるし、住民自治に向けての行

政側の支援・協力という参画と協働もあります。

委員⇒ 自治基本条例検討委員会や総合計画等の委員構成では、抜けている層があります。具体的には、20代後半から30代の子育て世代、40代くらいの男性、西脇の経済を支えている世代の方、それともっと高齢な方などで、その層の人たちから意見をもらうことができればと思います。

部会長⇒ それらの方々に周知するにはどうしたらいいのでしょうか。

委員⇒ 平日の夜の会議に出てこられる層というのが、逆に限られているのではないかと思います。日時の設定と、行政側が人を集めるのではなく、PTAの会合など集まっている所に聞きにいくとか、会合の中で議題の1つとして投げかけてもらうとかすればいいと思います。

あとは口コミでもどんな人脈でもいいので、こういう会議の新しい委員として、頑張っている人を見つけていただく努力を事務局の方にしていきたい。

部会長⇒ それについては確かに課題だと思います。情報共有の原則からいくと、そういうところへも能動的に情報を送らないといけない。

委員⇒ 市に言っても職員は何も聞いてくれないという状況を、市にいろんな提案をすれば、やっぱり市もいろいろと考えてくれるという風に1歩ずつコツコツとやっていくしかないと思います。それが市民参画の条件だと思います。

委員⇒ 外部評価は絶対必要だと思います。評価を受けるだけではなく、評価を受けたことに対して行政側がそれをまた市民へ返していく。そういう循環がうまくできるようになれば、市はすごく活性化していくと思います。

委員⇒ 公益通報は当然必要です。これは自治基本条例で決めるべきかどうか分かりませんが、市の懲戒制度は甘いのではないか。例えば、当事者は懲戒免職などになっても、周りにいた人は訓告や口頭注意だけで終わっていることがあります。せっかくつくるのなら、そういう部分まで踏み込む方がいいと思います。

委員⇒ 参画と協働については、例えば、本当の幸せを求めていくために何をするのかなど、一番基本になるものをつくって、その中の一部として、若者をこの地域でどう残していくのか、どう育てていくのかという柱をつくる。そのために、道路をどうする。働き場所をどうする。住宅政策をどうする。というような仕組みの中での行政の流れをつくる必要があります。

部会長⇒ 「市民の役割と権利」の解説で、地方自治法上市民が行使できる権利。例えば、首長を選ぶ権利、議会議員を減らす権利、首長及び

議会議員その他特別職を解職請求する権利、議会の解散請求権、請願の権利、陳情の権利、事務監査請求の権利、これらをリストとして並べて、有権者証明何分の1でできますよ。ただしこれは公職選挙法上という有権者なので、本条例にいう市民全てに該当するものではありません。未成年の市民、外国人の市民にはこれは適用されないので御注意ください。と入れておく。

なお、本条例ではそれ以外の住民の行使できる権利として新たに、例えば、住民投票の権利、行政評価に参加する権利、パブリックコメントを出す権利というものが付け加えられています。と解説に入れておく。そうすると今言われたことがもう少し真に伝わります。

公益通報制度が適用されると、どの部局であろうと市民から通報があった場合は、それに対応して調べなければならなくなる。より一層情報の流通速度が速まる。公開度も上がるし、そういうことが期待できると書いておいてもよい。

委員⇒ 行政評価は当然必要です。公益通報は当然だと思ながらも、田舎の市民にはこういうことがなじむのかなという思いもします。

外部監査制度については、今の市の監査制度で十分だと思います。ただ、監査の結果が我々市民に見えてこないという部分で、こういう制度が必要かなという思いもします。

参画と協働については、言葉ではよく聞くが未だに意味がわかりません。行政が都合のいいように市民を使っているのかなという思いもあります。

部会長⇒ 特に参画と協働は行政がしんどいから市民に責任を押し付けて楽をしようとしているという印象があるようです。それはどこかで覆さないといけない。

市の政策の基本目標を明らかにするべきだが抜けているという意見は、総合計画を位置づけることにつながります。

自治法上の権利も権利のカタログの中に解説で入れるべきじゃないか。

部会長⇒ 「参画と協働」は結構議論が集中しているようです。それが若い層や子育て中のお母さん、超高齢者、新住民ももっと巻き込めるような仕組みづくりをしないといけないなどの意見に関係していると思います。参画と協働にかかわる短所ではないかと思います。これについては参画と協働に関する仕組みづくりを条例で1章起こした方がいいと思います。「参画と協働の具体的なシステムは別途これを条例で定める。」、もしくは「参画と協働の制度の実現と促進に努めなければならない。」など。行政側で検討してください。具体的制度をしっかりと広げていくことを示さないといけない。

次に直接請求ができる監査システムをつくる。そして、いろんな市民の直接請求の権利を示す。これは解説書で説明すればいいので

はないか。

事務局⇒ 解説書とあと条文もまだ案としてはつくっていませんが、やはり「議会」、「市長」、「市民の権利」としても自治法というくだりを入れた方がいいと思っています。

部会長⇒ 市民の役割と権利の所にそれを入れて、解説を入れておいたら、これだけ実行できる手段があるとわかりやすい。議会の側からいうと100条委員会や調査権などたくさんあるし、住民も住民監査請求権があるので、それはいいと思います。

外部評価については、単なる外部評価という言葉で済ませますが、仕組みとしてはたくさんあります。事業仕分けも実は外部評価です。外部評価システムとしては、常設型の外部評価委員会みたいなものを設ける。

公設オンブズパーソン制度については、まったく議論が出ていませんが、西脇的にはみなさんはそこまではとされているのではないか。この制度を設けたら、その役を一体誰にしてもらおうかということをもたまためないといけない。この制度を入れるかどうかということも実は外部監査と関係します。

委員⇒ 見直しを何年かごとにするようなことを決めていくのですか。

部会長⇒ 「この条例施行の日から、3年とか5年以内によりよいものにするために、見直し検討することとする。」というような条文が最後に入ると思います。

委員⇒ 財政については決まりがあって、その通りにやったらいいんだということでやっておられるが、市民はそれを見てわかる人はほとんどいない。

外部監査や外部評価システムは必要だと思いますが、どこまでそれがうまくできるかなというのが心配の種です。だいたい外部監査といえば他所では公認会計士などが行いますが、本当に将来を見越して行政はこうあるべきだといわれているかということとそうではありません。

委員⇒ 例えば、今の監査委員2名にプラスして1名公認会計士か税理士の方に入ってもらえれば、外部監査制度は必要ないと思います。

部会長⇒ 行政評価についてはやはり市政運営の原則の中で「適正な行政評価を行っていくものとする。」ぐらいは入れないといけないのではないか。

総合計画も市政運営の基本原則の中に「基本構想、基本計画からなる総合計画を定めて、計画的な行政に努めなければならない。」を入れておかないといけない。自治法の中の基本構想の議会議決事項をはずすという話がでています。はずされてしまうと法的担保がなくなるので、自治基本条例上の担保を付けておかないといけない。

外部監査については、あまりいらないのではないか。制度があい

まいだし、制度的にも難しいのではないか。

公益通報については、委員会としては意見を統一できませんでしたので、市の行政内部の意見を対案として出してもらいたい。

公設オンブズパーソン制度については、行政評価の中でその実効性は担保できるのではないか。制度を設けなくても、行政評価システムの中に、常設型の委員会で行政評価をしてもらう方法もあるし、パブリックコメントもあるので。

西脇市の総合計画推進市民会議は、今度は行政改革推進委員会と二枚看板で動くようです。そうすると総合計画推進市民会議は事実上行政評価委員会になる。この委員会を発展させれば、市民も参画できますので、行政評価システムをきっちりと定めてやりますよということ担保できるのではないか。

パブリックコメントについては既に実施していますね。

事務局⇒ 今年の4月からですが、条例や規則にはなっていません。

部会長⇒ パブリックコメントについても条例で担保したらどうか。「パブリックコメントに関する具体的な細目は規則でこれを定める。」とか、「市長がこれを別に定める。」でもかまわないのではないか。これは「市長が」にしておいた方がいいと思います。「市は」とすると議会もパブリックコメントをしないといけないようになります。議会から出てくる議員立法をパブリックコメントの対象とするかどうかについては、議会側の見識に委ねたらいいと思います。

事務局⇒ 現在、パブリックコメントの対象は、市長部局と教育委員会だけです。

部会長⇒ 「市長がこれを定める。」にしておいて、教育委員会に関しては、「規則に準じるパブリックコメントを行うものとする。」という教育委員会規則を定めればいいのではないか。

行政評価は条例化する。ただし、細目についてはもう少し検討がいきます。それから総合計画も条例に位置づける。

委員⇒ 西脇市男女共同参画推進会議が縮小していると聞いている方から聞いたことがあります。いろんな団体がそれぞれ思いを持って活動されていると思いますが、市が中心になって情報交換なり横のつながりを持つなど、交通整理をされる必要があるのではないか。

部会長⇒ それは市民自治検討部会で議論してくれていることだと思います。市民公益活動を支援しますという条文が入ってくるのではないか。

男女共同参画ももちろんそうですが、障がい者グループや外国人支援などたくさんあります。そういう方々に対する行政としての参画と協働に基づく支援制度を整備するとか、それ以外にまちづくり協議会への支援など制度整備等も出てくるので、これは条文として起こして欲しいと市民自治検討部会へ伝えておいてください。

委員⇒ 参画と協働については、まず市政の内容がみんなよくわかっていないので、なかなか参画と協働にまで結びつかないと思います。市

の予算・決算も市民にはわかりにくい。今どういうところに力を入れてやっていて、どう動いているのかということもわからないから、参画と協働まで結びついていかない。

部会長⇒ 財務担当にこの1冊で全てわかりますというようなガイドブックをつくってもらいたいと言っておいてください。

事務局⇒ ニセコ町が予算説明資料「もっと知りたいことしの仕事」という冊子をつくって毎年予算を市民に示しています。

部会長⇒ そうするのが必要です。市民1人当たりこれだけ借金を背負っています。市民一人当たりこれだけ税金を払っています。その差引マイナス分はここからもらっていますなど。西脇市はこれだけ取り崩せる資産をもっています。そういう風にしていったらわかりやすいのではないか。

委員⇒ 総合計画に「市民が主役！地域が主体！次世代につなぐ ふるさとの創造」といいことが書いてありますが、この言葉は市民に全く浸透していません。ということは、参画と協働で声をかけても市民は来てくれないのではないか。逆に市民を主役と意識付けるまでは、ある程度行政が携わって支えてあげることが必要ではないか。

また、総合計画などができたら、地区別の説明会などをして、実際こういうことを決めていますけれども、市民のみなさんが言っていたことも反映することが可能ですよというようなシステムづくりが必要です。

蚊帳の外みたいな話ばかりで自分は関係ないという壁の部分のいかに行政が取っていくか、そして、行政からいかにスムーズにボタンタッチができるようなシステムづくりができたらと思います。

参画と協働という言葉自体が、もっと他の言い方があればと思います。

西脇市に住んでいる以上は西脇市から恩恵をもらわないといけなし、恩恵をもらった以上は返していかないといけない。そういうところで市民の意識を上げていく方法があれば。

部会長⇒ 「ともに考え、ともに働き、ともに学ぶ」それが参画と協働だといったら、わかりやすいです。

「ともに考え」は政策形成過程から一緒になって考える。例えば、総合計画審議会でも市民も行政も一緒に考えます。そしてともに決めるわけです。決まった限りは行政運営に市民も参加する。地域社会経営へも行政が応援する。それが「ともに働き」です。終わった後は、良かったな、悪かったなと必ず軌道修正、反省しましょう。市民は行政を学び、行政は市民生活を深く学んでいこうという学びあいつこをしようということです。

③ まとめ：部会長

市民とのチャンネルや市民同士のチャンネルをもっと繋がらないといけないなどの意見が結構多いです。これを具体化するにはやはり参画と協働の制度が焦点になってきます。

今日の結論は、公益通報については行政側の意見をもとにもう一度検討します。パブリックコメント制度は定める。外部監査はいらぬ。市民オンブズパーソン制度もいらぬ。外部評価システムは総合計画推進市民会議の方で責任をもってもらえるのがいいのではないかと。という位置付けをはっきりさせて、次回、条例案を出してください。

また、参画と協働基本方針もしくは西脇市型参画協働システムはこうあるべきだということを議論します。参加できない市民をどうするのかという話をもっと浮上してくると思います。併せてわかりやすい行政情報の提供の仕方、あるいは市民側も行政情報にどうチャンネルを合わせていくべきなのか、ということも議論できるのではないかと思います。